

新型コロナウイルスの影響下における支援策について

税理士法人エイアール税理士事務所
代表社員 税理士
原 知子

新型コロナウイルス感染拡大による医療機関の売上の影響を確認したところ、弊所のお客様（医科診療所 200 件）では約 9 割の診療所が患者数の減少による減収となっております。

診療所の損益構造は診療収入が減っても看護師や事務員、技師などスタッフの人件費、さらに地代家賃や水道光熱費、機材の保守料、リース料などを合わせて平均的な固定費は、売上の 5-6 割を占めます。売上が 3 割減少すれば、収支状況が赤字となるケースも多くあり厳しい状況となっています。

また、緊急事態宣言が解除となっても、ワクチンができるまでは新型コロナウイルス感染症拡大前の状況となるまで 1 年程度の時間がかかると予想されている先生方も多く、この厳しい状況は中長期的に続くと予想されております。

この状況のもと私どもは、お客様と一緒にこの状況が継続するとキャッシュフローがどこまでもつのか減収シミュレーションを行うとともに、手元の資金をできるだけ大きくすることを一緒に検討させて頂いております。

今回のコラムでは新型コロナウイルスの影響を受け、国・都道府県・市区町村・金融機関等が事業者を対象とした様々な支援策を講じておりますが、診療所で活用できる代表的な支援策をご紹介します。

1. 持続化給付金

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ひと月の売上（保険診療＋自費診療収入）が前年同月比で 50%以上減少している医療法人、個人診療所を対象として、法人 200 万円、個人事業者 100 万円を上限に支給される給付金です。

オンライン申請が可能で、該当するお客様の申請のお手伝いをさせて頂いておりますが、電子申請であれば 2 週間程度で入金されています。電子申請に必要な確定申告書、青色決算書、概況書、売上減収を証明する売上台帳、総勘定元帳、給付金の振込をしてもらう通帳の表紙の写しなど PDF にしてまとめておくと、電子申請がスムーズにできますのでお勧め致します。

2. 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、事業主から休業要請をして計画的に休業した人に対して休業手当を支給していることが要件となります。

これまで申請するのは診療所にはハードルが高いものでしたが、従業員が概ね 20 人以下の会社や個人事業主の方を対象とした申請については、これまでより簡単な方法で申請することが 5 月 19 日に発表されました。

申請マニュアルを一読頂き、休業要請をして休業手当を支給している診療所様には、ぜひご活用頂きたいと思います。

雇用調整助成金の支給申請マニュアル URL ↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631541.pdf>

3. 小学校休業等対応助成金

令和 2 年 2 月 27 日から 6 月 30 日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた診療所では助成金の対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども。
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども。

申請に必要な書類は、小学校が休みであったという証明（お知らせなど）、タイムカード、特別有給休暇を支給したという根拠書類（給与明細書か賃金台帳など）が必要となりますのでご準備ください。

4. 家賃支援給付金

家賃支援給付金は、2020 年 5 月から 12 月の間で昨年の売上と比べて 1 ヶ月で 50%以上の減収か、連続する 3 ヶ月で 30%以上減収した事業者が対象です。

賃料の 3 分の 2 に相当する額を医療法人は 1 ヶ月当たり 50 万円、個人診療所は 25 万円を上限に、半年分、現金で支給される予定です。経済産業省は、6 月上旬の第 2 次補正予算案の成立を経て 6 月下旬の受け付け開始を目指しており、原則オンラインでの申請とする方針です。

売上台帳のほか家賃の契約書など必要な書類が多くなるため、審査期間が 3 週間程度とされており、「持続化給付金」よりも長くなることが予想されるので、持続化給付金と同じく売上台帳や家賃の契約書をあらかじめ PDF にしてまとめておかれることをお勧めします。

5. 融資について

①民間銀行の無利子・無担保融資

無利子・無担保融資は、新型コロナウイルス拡大を受けて国が日本政策金融公庫などの政府系金融機関を通じて始めましたが、申し込みが殺到してフリーズしてしまいました。

そのため、民間金融機関を窓口信用保証協会の無利子・無担保の制度融資を活用できるようにし、スムーズに融資ができる体制をつくりました。

この制度融資の条件は融資期間10年で当初5年は元本返済を据え置き、限度額は3千万円で、当初3年は無利子となっています。

注意して頂きたいのは、無利子・無保証料となる場合は売上が前年同月比で15%以上減収となる診療所が対象となり、4年後は金利が必要となります（兵庫県の場合は0.7%固定）。借入の申込み手続きは事業者自身でも可能ですが、市町村の認定手続きや信用保証協会の審査もありますのでかなり煩わしい手続きをしなければなりません。可能であればメインバンクの担当者に全面的なサポートを依頼して頂く事と、自院の資金繰りの状況を加味して据置期間はできるだけ長くしてもらう事をお勧めしております。

ただし、信用保証協会の審査では希望の据置期間を短縮されるケースがあります。その際は、メインバンクの担当者を通じて据置期間が短縮される理由を確認してもらい、希望の据置期間の必要性を伝達して交渉することで希望の据置期間にしてもらえることがありますので粘り強く交渉して頂く事をご提案します。

②意外と知られていない医療機関に特化した融資

意外と知られていない融資もご紹介したいと思います。

厚生労働省所管の医療機関と福祉施設に特化した金融機関「独立行政法人福祉医療機構（以下WAM）」が資金貸付をしています。

新型コロナウイルス拡大により影響を受けた診療所に対して無担保・無利子での長期運転資金の融資を行っています（以下、WAMのコロナ特別融資）。WAMのコロナ特別融資は売上の前年同月比5%減収を要件として、融資期間15年で当初5年は元本返済を据え置き、限度額は4千万円で当初5年は無利子（6年以後は金利が0.2%）となっています。

その他、保証人不要制度（保証料0.15%）や分院のある医療法人について1施設ごとに上限4000万円の借入ができる等、民間銀行にはないメリットもありますので比較検討して頂く事をお勧めしております。

6. その他

税金と社会保険料の猶予制度など、一定期間の猶予や分割して支払う事のできる制度もありますので、顧問税理士、社会保険労務士、コンサルタントにご相談頂き手元資金を大きくして頂く事をお勧め致します。